

男女共同参画審議会規則をここに公布する。

平成 14 年 3 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 3 9 号

男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、附属機関設置条例（昭和 36 年兵庫県条例第 20 号）第 3 条の規定に基づき、男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 男女共同参画社会づくり条例（平成 14 年兵庫県条例第 1 1 号）第 9 条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による男女共同参画計画の決定又は変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関して必要と認める事項について、知事に建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満としないものとする。

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。